

秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例施行に伴う関係規則制定及び改正の概要

1 子どもを含む使用における使用料の減額（全施設）

子育て世代の負担軽減及び子ども・子育て施策の充実のため、子どもを含む専用使用（子どもへの教育、学習又は技術の教授等の指導行為がある場合に限る）に対し、「はだのっ子応援券（仮称）」を交付する。

次回以降の施設の使用申請時に提出することで、施設使用料の50パーセントを減額する。

2 使用料を免除する基準の新規規定（全施設）

- (1) その施設において他者に対する直接的な奉仕活動（ボランティア活動）を行う使用についてのみ、施設使用料を免除する。
- (2) 中学校及び高等学校（これらに準じる学校を含む）の部活動での使用については、一定の条件のもとに施設使用料を免除する。

3 新規開放又は有料化を行うための手続等の規定（4施設）

- (1) 図書館視聴覚室の使用について、使用時間、仮申請及び申請を行うことができる期間、使用料の納付、使用料の還付基準及び使用料の減免の基準等を規定する。
- (2) 保健福祉センターの使用について、使用料の減免の基準を規定する。
- (3) 広畑ふれあいプラザの使用について、使用料の納付、使用料の還付及び使用料の減免の基準等を規定する。
- (4) 末広ふれあいセンターの使用について、使用料の納付、使用料の還付及び使用料の減免の基準等を規定する。

4 定期使用に関する規定（3施設）

保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ及び曲松児童センターについて、市民向けの教室又は講座のために定期使用させることができる時間帯、使用の期間、使用者の募集及び選定等について規定する。